

証券コード 7097
2026年10月8日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
株式会社さくらさくプラス
代表取締役社長 中 山 隆 志

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sakurasakuplus.jp/ir/stock/meeting/>



（上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、ファイル名「第9期定時株主総会招集通知」を選択してご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「さくらさくプラス」又は「コード」に当社証券コード「7097」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットのいずれかの方法によって議決権を行使できますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年10月22日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月23日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝日比谷ビル 6階
株式会社さくらさくプラス本社会議室
末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
1. 第9期(2025年8月1日から2026年7月31日まで)事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期(2025年8月1日から2026年7月31日まで)計算書類報告の
件
- 決議事項
- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
(1) 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

(3) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

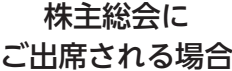
(4) 次の事項につきましては、法令の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、会計監査人及び監査役は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。



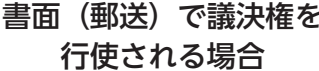
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

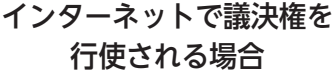
2026年10月23日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年10月22日（木曜日）  
午後5時45分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年10月22日（木曜日）  
午後5時45分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

⇒こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3、4、5号議案

- 賛成の場合      >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合      >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

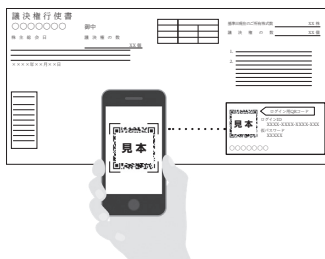
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

# 事業報告

(2025年8月1日から)  
(2026年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、中国情勢を巡る不透明感が残るものの、訪日外客数は高水準で推移しており、インバウンド需要は堅調に推移し景気を下支えしました。一方で、物価上昇に伴う個人消費の伸び悩みから、内需主導による自律的な回復力は欠けるものの、全体的には緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中東情勢の緊迫化に伴うホルムズ海峡の航行リスクやエネルギー価格の高騰をはじめ、地政学リスクの長期化が広範な分野に波及しています。さらに、米国の通商政策が我が国経済に及ぼす影響への警戒感など、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

当社グループを取り巻く事業環境は、厚生労働省の人口動態統計速報値（2026年7月24日公表）によると、2026年5月の出生数は前年同月から1,055人減の5万9,663人（対前年同月比1.7%減）となったものの、2026年1～5月累計の出生数は前年同期から1,243人増の28万2,222人（対前年同期比0.4%増加）と下げ止まりの兆しはありますが、引き続き緩やかな減少傾向にあると言えます。このような少子化への対策として、こども家庭庁は2024年度から2026年度までの3年間で集中取組期間とした「こども・子育て支援加速化プラン」において前例のない抜本的な施策強化を推進しています。

また、総務省が公表した労働力調査（2026年7月31日公表）によると、2026年6月分の労働力人口は前年同月から19万人増の7,068万人となる中、就業者数は前年同月から17万人増の6,890万人でした。男女別でみると、男性が前年同月から1万人増の3,729万人だったのに対し、女性は同16万人増の3,161万人となり、女性が堅調な増加を担う構図が続いており、女性の労働参加拡大が全体を下支えしているといえます。このように共働き家族・子育て家族のさらなる増加が見込まれ、女性の社会進出による様々なニーズへのサポート強化が益々重要となっています。

このような環境下、共働き家族・子育て家族のための総合ソリューションカンパニーとして、株式会社さくらさくみらいが運営する保育サービスを中核に、保育サービスのICT化を推進した子育て支援サービスの充実、子育て支援住宅の企画・開発、保育業界に向けたeラーニングによる豊富な研修コンテンツの提供、さらに女性の健康とQOL（生活の質）の向上を目

指したフェムケア事業の展開など、共働き家族・子育て家庭とその周辺の皆さまへのサポートを強化し、安心と安全を提供すべく事業活動を推進しております。

なお、当連結会計年度においては、2026年4月1日に大阪市認可保育所を1施設開設し、さらに東京都認可保育所を1施設増床いたしました。

(2026年4月開園)

さくらさくみらい 東平 (大阪市中央区)

(2026年4月増床)

さくらさくみらい 晴海 (東京都中央区)

以上の結果、当連結会計年度末時点で当社グループが営む保育施設の数は、認可保育所（東京都）82施設、認可保育所（埼玉県）1施設、認可保育所（千葉県）1施設、認可保育所（大阪府）4施設、認証保育所（東京都）1施設の計89施設となっております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高17,593百万円（前期比4.3%減）、営業利益975百万円（同14.4%減）、経常利益1,027百万円（同0.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益652百万円（同6.8%増）となりました。

なお、当社グループは子ども・子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は2,824百万円であり、その主なものは、賃貸用不動産の取得、認可保育所の設備工事やソフトウェア等であります。

なお、当社グループは子ども・子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

## ③ 資金調達の状況

当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,507百万円の調達を行いました。また、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行2行と500百万円の当座貸越契約を締結いたしました。

## ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2026年3月13日付で、当社の連結子会社であった株式会社VAMOSの全発行済株式を譲渡しました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 6 期<br>(2023年7月期) | 第 7 期<br>(2024年7月期) | 第 8 期<br>(2025年7月期) | 第 9 期<br>(2026年7月期)<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 13,844              | 17,212              | 18,388              | 17,593                           |
| 経常利益 (百万円)                | 542                 | 871                 | 1,032               | 1,027                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 325                 | 607                 | 611                 | 652                              |
| 1株当たり当期純利益                | 72円24銭              | 137円64銭             | 140円29銭             | 147円53銭                          |
| 総資産 (百万円)                 | 14,488              | 13,638              | 13,258              | 15,334                           |
| 純資産 (百万円)                 | 4,942               | 5,288               | 5,821               | 6,080                            |
| 1株当たり純資産                  | 1,090円03銭           | 1,221円40銭           | 1,325円85銭           | 1,399円03銭                        |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                           | 第 6 期<br>(2023年7月期) | 第 7 期<br>(2024年7月期) | 第 8 期<br>(2025年7月期) | 第 9 期<br>(2026年7月期)<br>(当事業年度) |
|-------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 営業収益 (百万円)                    | 525                 | 700                 | 847                 | 986                            |
| 経常利益 (百万円)                    | 6                   | 66                  | 337                 | 343                            |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (百万円)     | △29                 | △41                 | 308                 | 140                            |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) | △6円45銭              | △9円48銭              | 70円69銭              | 31円85銭                         |
| 総資産 (百万円)                     | 2,481               | 2,056               | 2,330               | 4,478                          |
| 純資産 (百万円)                     | 1,606               | 1,304               | 1,554               | 1,302                          |
| 1株当たり純資産                      | 355円81銭             | 302円43銭             | 354円12銭             | 299円59銭                        |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（2026年7月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名           | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------|-------|----------|---------------|
| 株式会社さくらさくみらい    | 93百万円 | 100.0%   | 子ども・子育て支援事業   |
| 株式会社さくらさくパワーズ   | 9百万円  | 100.0%   | 子ども・子育て支援事業   |
| 株式会社みらいパレット     | 50百万円 | 100.0%   | 子ども・子育て支援事業   |
| 株式会社保育のデザイン研究所  | 30百万円 | 100.0%   | 子ども・子育て支援事業   |
| 株 式 会 社 Y E L L | 0百万円  | 100.0%   | 子ども・子育て支援事業   |

(注) 1.特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2.当社子会社であった株式会社VAMOSは、当社が保有する同社株式の全部を2026年3月13日付で譲渡いたしました。

3.当社子会社であった株式会社みんなのみらいは、2026年2月16日をもって解散し、2026年7月31日に清算手続きが終結いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 継続的な人材の確保

当社グループの子ども・子育て支援事業は、事業拡大にあたって保育士・栄養士・看護師資格を有する優秀な人材等が不可欠であるため、優秀な人材の確保に努めてまいります。当社グループでは、年間を通じて全国各地で新卒の採用を含めた積極的な採用活動を自社ホームページ等を活用し行うとともに、従業員社宅制度や研修制度の充実、雇用条件の向上など、働きやすい環境づくりに注力してまいります。

##### ② ドミナント戦略の強化

当社グループは、全国的に待機児童が減少する一方で、依然として底堅いニーズを保つ都心部をターゲットとして、過去の運営実績や経験で培ったノウハウにより、収益性の高い認可保育所に特化した施設開設に注力してまいりました。当面は首都圏都心部における児童の確保、従業員採用や定着における優位性があると見込まれるため、当該エリアにおける認可保育所の開設に注力していく方針であります。

##### ③ 新規事業への進出

当社グループの主要事業及び収益源は子ども・子育て支援事業であるため、急速な少子化や国、地方自治体の政策の変更により当社グループの業績は大きく影響を受ける可能性があります。当該状況を踏まえ、経営の安定化を図るためにも、当社グループが保有するノウハウを活用し、政策の影響を受けない新規事業領域への進出を継続的に実施してまいります。

##### ④ コンプライアンスの遵守

当社グループの運営する保育所サービスは許認可事業であるため、児童福祉法や施設利用者の個人情報保護に関する法律等の関連法令を遵守することは、事業を継続するために特に重要であると認識しております。当社グループでは、適宜改正される関連法令を適時に把握し、社内に周知できるように社内規程等をはじめとしたルール及び体制を整備し、社内研修等によりコンプライアンス遵守の組織文化の醸成を図ってまいります。

⑤ 設備投資資金の調達

当社グループでは、子ども・子育て支援事業に関する継続的な開設を計画していることから、開設に係る設備資金を安定的に確保することが重要な課題であると認識しております。一方で、有利子負債比率の上昇は経営の健全性を阻害する可能性があるため、財務の健全性の向上を図るべく、金融機関からの借入、社債発行、株式発行等による複数の資金調達手段を組み合わせ、最適な財務政策を検討してまいります。

⑥ 不動産の確保

当社グループが認可保育所を開設するにあたっては、不動産所有者から保育所建設予定の土地や建物を賃借し、自治体より許認可を得ることとなります。ならびにその他周辺事業（子ども・子育て支援）の拡張を含め、自治体、利用者、当社グループのそれぞれのニーズを満たす最適な物件の情報を適時に取得するためには、不動産関連事業者等との関係構築が不可欠となります。当社グループ経営陣は不動産業界での豊富な経験とネットワークを有しておりますが、引き続きこれらのネットワークの拡充に努めてまいります。

⑦ 業務の効率化

当社グループでは、業務の効率化による就業環境の向上を目的に、ICT化による保育士の業務負担の軽減を図り、保育の質をより高める体制づくりを推進しております。また、このICT化により利用者への情報提供ならびにコミュニケーションにおける利便性が生まれ、さらなる保育サービスの向上に取り組んでおります。なお、ICT化においては、情報漏洩等への対策、管理体制の強化を併せて進めてまいります。

(5) **企業集団の主要な事業内容**（2026年7月31日現在）

当社の主要な事業は、子ども・子育て支援事業であります。

(6) 企業集団の主要な拠点等 (2026年7月31日現在)

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 当 社             | 本社：東京都千代田区 |
| 株式会社さくらさくみらい    | 本社：東京都千代田区 |
| 株式会社さくらさくパワーズ   | 本社：東京都千代田区 |
| 株式会社みらいパレット     | 本社：東京都千代田区 |
| 株式会社保育のデザイン研究所  | 本社：神奈川県藤沢市 |
| 株 式 会 社 Y E L L | 本社：東京都千代田区 |

- (注) 1.当社子会社であった株式会社VAMOSは、当社が保有する同社株式の全部を2026年3月13日付で譲渡いたしました。
- 2.当社子会社であった株式会社みんなのみらいは、2026年2月16日をもって解散し、2026年7月31日に清算手続きが終結いたしました。

(7) 企業集団の従業員の状況 (2026年7月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数：1,786名 (365名) (前期比18 (88) 名減)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 臨時雇用者数につきましては、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイト、派遣社員を含んでおります。
3. 当社グループは子ども・子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
4. 臨時雇用者数が前期末と比べて88名減少しておりますが、その主な理由は、株式会社VAMOSの全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 従業員の平均年齢 | 従業員の平均勤続年数 |
|--------|-----------|----------|------------|
| 34(0)名 | 1名増 (1名減) | 43.2歳    | 6.9年       |

(注) 1. 従業員数は、当社子会社との兼務者を含む就業人員であります。

2. 臨時雇用者数につきましては、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイト、派遣社員を含んでおります。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2026年7月31日現在)

| 借入先         | 借入残高     |
|-------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行  | 2,201百万円 |
| 株式会社横浜銀行    | 1,183百万円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 981百万円   |
| 株式会社りそな銀行   | 334百万円   |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 313百万円   |
| 株式会社きらぼし銀行  | 213百万円   |

(注) 1. 借入残高が100百万円以上の金融機関を記載しております。

2. 当社及び連結子会社は、設備資金及び運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うために取引銀行9行と総額2,950百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は2,460百万円であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2026年7月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,629,100株（うち自己株式282,584株）
- ③ 株主数 5,616名
- ④ 大株主（上位10位）

| 株 主 名                     | 持 株 数 （ 株 ） | 持 株 比 率 （ % ） |
|---------------------------|-------------|---------------|
| 株 式 会 社 T K S             | 669,000     | 15.39         |
| 株 式 会 社 だ い ぎ             | 480,000     | 11.04         |
| 株 式 会 社 プ ラ ス ュ ー         | 464,000     | 10.68         |
| 中 山 隆 志                   | 455,000     | 10.47         |
| 田 中 順 也                   | 189,000     | 4.35          |
| 株 式 会 社 ク リ エ イ ト バ リ ュ ー | 162,000     | 3.73          |
| 森 田 周 平                   | 123,000     | 2.83          |
| 西 尾 義 隆                   | 73,300      | 1.69          |
| 株 式 会 社 フ ル タ イ ム シ ス テ ム | 65,000      | 1.50          |
| 政 岡 元                     | 60,000      | 1.38          |

（注） 1. 当社は、自己株式282,584株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2026年7月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                        |
|---------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 中 山 隆 志 | 株式会社さくらさくみらい 取締役<br>株式会社さくらさくパワーズ 取締役<br>株式会社あかるいみらいアセット 取締役<br>株式会社みらいパレット 取締役<br>株式会社YELL 取締役                |
| 取 締 役 専 務     | 森 田 周 平 | 株式会社さくらさくみらい 代表取締役社長<br>株式会社さくらさくパワーズ 取締役                                                                      |
| 取 締 役         | 北 村 聡 子 | 半蔵門総合法律事務所 パートナー<br>キャリアリンク株式会社 社外取締役<br>日本保険学会 理事<br>全国共済農業協同組合連合会 監事<br>株式会社ヤクルト本社 社外監査役<br>株式会社さくらさくみらい 取締役 |
| 常 勤 監 査 役     | 野 中 利 夫 | 株式会社さくらさくみらい 監査役<br>株式会社さくらさくパワーズ 監査役<br>株式会社みらいパレット 監査役<br>株式会社保育のデザイン研究所 監査役<br>株式会社YELL 監査役                 |
| 監 査 役         | 横 田 絵 美 | 株式会社さくらさくみらい 監査役<br>株式会社さくらさくパワーズ 監査役<br>Global Mobility Service株式会社 取締役                                       |
| 監 査 役         | 金 井 重 高 | 株式会社FUNDINNO 監査役<br>株式会社Macbee Planet 取締役監査等委員                                                                 |

- (注) 1. 取締役 北村聡子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 野中利夫氏及び金井重高氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 横田絵美氏及び金井重高氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 北村聡子氏並びに監査役 野中利夫氏及び金井重高氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2026年2月28日付けで代表取締役社長西尾義隆氏は取締役を辞任いたしました。なお辞任時における重要な兼職は株式会社さくらさくみらい代表取締役社長、株式会社さくらさくパワーズ取締役、株式会社みらいパレット取締役、株式会社YELL代表取締役社長でありました。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 支給人数       | 報酬等の総額           |
|------------------|------------|------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1名) | 74百万円<br>(3百万円)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 14百万円<br>(12百万円) |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 7名<br>(3名) | 88百万円<br>(15百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年10月31日開催の定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年10月31日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 当事業年度に係る報酬等は、月額報酬（固定）のみであります。
4. 報酬等の額には、2026年2月28日に辞任した取締役1名に対する報酬等の額を含めております。
5. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬等はありません。

### ロ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等は、月額報酬（固定）のみで構成されております。監査役の報酬は監査役の協議にて決定しております。また、取締役の報酬の決定方針は取締役会において決議しており、その内容は以下のとおりです。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等は当該報酬の決定方針の内容と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ① 取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の経営状況、個々の役員の職責及び実績等を勘案し取締役会で決定する。
- ② 非金銭報酬等は採用せず、金銭報酬のみとする。
- ③ 業績連動報酬等は採用しない。
- ④ 月例固定報酬とする。

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職等

| 区 分       | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役     | 北 村 聡 子 | 半蔵門総合法律事務所 パートナー<br>キャリアリンク株式会社 社外取締役<br>日本保険学会 理事<br>全国共済農業協同組合連合会 監事<br>株式会社ヤクルト本社 社外監査役<br>株式会社さくらさくみらい 取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 野 中 利 夫 | 株式会社さくらさくみらい 監査役<br>株式会社さくらさくパワーズ 監査役<br>株式会社みらいパレット 監査役<br>株式会社保育のデザイン研究所 監査役<br>株式会社YELL 監査役                 |
| 監 査 役     | 金 井 重 高 | 株式会社FUNDINNO 監査役<br>株式会社Macbee Planet 取締役監査等委員                                                                 |

(注) 当社と上記各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 活 動 状 況                                                                                                                  |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 北 村 聡 子 | 当事業年度に開催された取締役会の全21回中20回に出席しました。弁護士としての企業法務に関する幅広い知見から、その知識と経験に基づき、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行う等、議案の審議等に関して適宜助言や提言を行っております。 |
| 監査役 | 野 中 利 夫 | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全回に出席しました。監査業務の豊富な経験に基づき、その専門的見地からの助言・提言を行っております。                                                  |
| 監査役 | 金 井 重 高 | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全回に出席しました。公認会計士として主に会社の会計全般について、専門家としての見識に基づく助言・提言を行っております。                                        |

ハ. 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び監査役は、当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役であるものを除く）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### ⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社グループの取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は、会社役員等賠償責任保険普通保険の他、株主代表訴訟補償特約、会社補償支払特約等であります。なお、当該保険の保険料は全額を会社が負担しております。

### (4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人東海会計社

#### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 25百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して、監査時間や報酬単価等の算出根拠を確認した結果、監査品質の維持向上のために相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会の会計監査人の選定方針は、職業的専門家としての高い知見を有し、独立性及び監査品質が確保されており、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、コスト面を含めて効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できることであります。

会計監査人を選任・解任するにあたっては、当社の監査役会規程の「会計監査人の選解任に関する決定等」に基づき、会計監査人の職務執行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて確認を行い、判断しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人東海会計社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### 3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|-------------|--------|---------------|--------|
| (資 産 の 部)   |        | (負 債 の 部)     |        |
| 流 動 資 産     | 5,830  | 流 動 負 債       | 3,225  |
| 現金及び預金      | 2,371  | 短期借入金         | 823    |
| 販売用不動産      | 1,604  | 1年内返済予定の長期借入金 | 650    |
| 仕掛販売用不動産    | 182    | 未払金           | 929    |
| 未収入金        | 1,308  | 未払法人税等        | 95     |
| その他         | 362    | 賞与引当金         | 231    |
| 固 定 資 産     | 9,504  | その他           | 496    |
| 有 形 固 定 資 産 | 8,048  | 固 定 負 債       | 6,028  |
| 建物及び構築物     | 6,709  | 長期借入金         | 3,866  |
| 機械装置及び運搬具   | 123    | リース債務         | 190    |
| 土地          | 915    | 繰延税金負債        | 1,867  |
| リース資産       | 213    | その他           | 103    |
| その他         | 85     | 負 債 合 計       | 9,253  |
| 無 形 固 定 資 産 | 372    | (純 資 産 の 部)   |        |
| のれん         | 190    | 株 主 資 本       | 6,080  |
| その他         | 182    | 資 本 金         | 599    |
| 投資その他の資産    | 1,083  | 資 本 剰 余 金     | 784    |
| 敷金及び保証金     | 724    | 利 益 剰 余 金     | 5,164  |
| その他         | 359    | 自 己 株 式       | △467   |
| 資 産 合 計     | 15,334 | 純 資 産 合 計     | 6,080  |
|             |        | 負 債 純 資 産 合 計 | 15,334 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年8月 1日から)  
(2026年7月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             |        | 金 額 |     |
|-----------------|--------|-----|-----|
| 売上高             | 17,593 |     |     |
| 売上原価            | 14,836 |     |     |
| 売上総利益           | 2,756  |     |     |
| 販売費及び一般管理費      | 1,781  |     |     |
| 営業利益            | 975    |     |     |
| 営業外収入           |        |     |     |
| 補助金による収入        | 232    |     |     |
| 持分法にの投資利益       | 18     |     |     |
| その他             | 8      |     | 259 |
| 営業外費用           |        |     |     |
| 支払利息            | 71     |     |     |
| 営業支払準備費         | 62     |     |     |
| 支払手数料           | 66     |     |     |
| その他             | 6      |     | 207 |
| 経常利益            | 1,027  |     |     |
| 特別利益            |        |     |     |
| 固定資産売却益         | 1      |     |     |
| 繰上り入解約益         | 3      |     | 4   |
| 特別損失            |        |     |     |
| 固定資産除却損         | 4      |     |     |
| 減損損失            | 190    |     |     |
| その他             | 6      |     | 201 |
| 税金等調整前当期純利益     | 830    |     |     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 195    |     |     |
| 法人税等調整額         | △17    |     | 177 |
| 当期純利益           |        |     | 652 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        |     | 652 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額   | 科 目             | 金 額   |
|-------------------|-------|-----------------|-------|
| (資 産 の 部)         |       | (負 債 の 部)       |       |
| 流 動 資 産           | 1,083 | 流 動 負 債         | 696   |
| 現 金 及 び 預 金       | 490   | 短 期 借 入 金       | 348   |
| 関 係 会 社 未 収 入 金   | 96    | 1 年内返済予定の長期借入金  | 227   |
| 前 払 費 用           | 31    | 未 払 金           | 96    |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 450   | 未 払 費 用         | 6     |
| そ の 他             | 14    | 未 払 法 人 税 等     | 2     |
| 固 定 資 産           | 3,395 | 預 り 金           | 5     |
| 有 形 固 定 資 産       | 80    | 賞 与 引 当 金       | 10    |
| 建 物               | 68    | 固 定 負 債         | 2,480 |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 11    | 長 期 借 入 金       | 2,480 |
| 無 形 固 定 資 産       | 7     | 負 債 合 計         | 3,176 |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 2     | (純 資 産 の 部)     |       |
| そ の 他             | 5     | 株 主 資 本         | 1,302 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 3,307 | 資 本 金           | 599   |
| 関 係 会 社 株 式       | 818   | 資 本 剰 余 金       | 784   |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 2,284 | 資 本 準 備 金       | 549   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 67    | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 234   |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 119   | 利 益 剰 余 金       | 385   |
| そ の 他             | 17    | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 385   |
|                   |       | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 385   |
|                   |       | 自 己 株 式         | △467  |
| 資 産 合 計           | 4,478 | 純 資 産 合 計       | 1,302 |
|                   |       | 負 債 純 資 産 合 計   | 4,478 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年8月 1日から)  
(2026年7月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |     |
|-------------------------|-----|-----|
| 営 業 収 益                 |     | 986 |
| 営 業 費 用                 |     | 627 |
| 営 業 利 益                 |     | 359 |
| 営 業 外 収 益               |     |     |
| 受 取 利 息                 | 27  |     |
| そ の 他                   | 0   | 27  |
| 営 業 外 費 用               |     |     |
| 支 払 利 息                 | 29  |     |
| 支 払 手 数 料               | 13  |     |
| そ の 他                   | 0   | 43  |
| 経 常 利 益                 |     | 343 |
| 特 別 損 失                 |     |     |
| 関 係 会 社 債 権 放 棄 損       | 260 | 260 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     | 82  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 0   |     |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △59 | △58 |
| 当 期 純 利 益               |     | 140 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年9月24日

株式会社さくらさくプラス  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

|                |       |      |
|----------------|-------|------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 片井悠太 |
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 神谷善昌 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さくらさくプラスの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さくらさくプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年9月24日

株式会社さくらさくプラス  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

|                |       |      |
|----------------|-------|------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 片井悠太 |
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 神谷善昌 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さくらさくプラスの2025年8月1日から2026年7月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査結果に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月24日

株式会社さくらさくプラス監査役会  
常 勤 監 査 役 野 中 利 夫 ㊟  
(社 外 監 査 役)  
監 査 役 横 田 絵 美 ㊟  
社 外 監 査 役 金 井 重 高 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

#### 1. 資本金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

資本金の額599,612,430円のうち529,612,430円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を70,000,000円といたしたいと存じます。なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少が効力を生ずる日までの期間に行使された場合、資本金の額が変動いたします。

##### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年10月23日（予定）

#### 2. 資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額549,612,430円の全額を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を0円といたしたいと存じます。なお、当社が発行している新株予約権が資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までの期間に行使された場合、資本準備金の額が変動いたします。

##### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年10月23日（予定）

## 第2号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、安定的な配当を基本としつつ、業績及び財務状況等を総合的に勘案して利益還元を行う方針であります。

当期の期末配当金につきましては、1株につき14円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当（1株につき14円）を加えた年間配当金は、1株につき28円となります。

### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき14円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は60,851,224円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年10月26日といたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。また、号文の追加に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>（新設）</p> <p>1. 保育園・託児所・ベビーホテルの経営</p> <p>2. 不動産業</p> <p>3. 保育園向け管理ソフトウェアの開発および販売</p> <p>4. 幼児向け教育ソフトウェアの開発および販売</p> <p>5. 労働者派遣事業</p> <p>6. 有料職業紹介事業</p> <p>7. 飲食店の企画・経営</p> <p>8. 飲食料品の販売</p> <p>9. 給食請負事業</p> <p>（新設）</p> <p>10. 前各号に関するコンサルティング</p> <p>11. 前各号に附帯する一切の業務</p> | <p>（目的）</p> <p>第2条 （現行どおり）</p> <p>1. <u>共働き世帯および子ども・子育て支援事業</u></p> <p>2. 保育園・託児所・ベビーホテルの経営</p> <p>3. 不動産業</p> <p>4. 保育園向け管理ソフトウェアの開発および販売</p> <p>5. 幼児向け教育ソフトウェアの開発および販売</p> <p>6. 労働者派遣事業</p> <p>7. 有料職業紹介事業</p> <p>8. 飲食店の企画・経営</p> <p>9. 飲食料品の販売</p> <p>10. 給食請負事業</p> <p>11. <u>インターネット等を通じた商取引</u></p> <p>12. 前各号に関するコンサルティング</p> <p>13. 前各号に附帯する一切の業務</p> |

第4号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名の増員をすることとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略 歴、当社における地位及び担当<br>並びに、重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| いし かわ ゆう すけ<br>石 川 祐 介<br>(1979年7月2日) | 2004年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所<br>2008年8月 公認会計士登録<br>2013年7月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社<br>2017年8月 アキュルナ株式会社入社<br>取締役財務担当<br>2018年9月 株式会社シンカ入社<br>執行役員CFO<br>2020年3月 同社取締役CFO<br>2025年5月 TYPICA Holdings株式会社入社<br>2025年7月 石川祐介公認会計士事務所<br>設立代表（現任）<br>EpiMetrix株式会社（現Epigenetic AI株式会社）入社<br>執行役員CFO<br>2026年5月 株式会社さくらさくみらい<br>取締役（現任） | －株                     |

【選任理由】

石川祐介氏は、公認会計士としての高い専門知識と豊かな財務・会計に関する知見を有しております。今般、当社の経営体制およびガバナンス体制をさらに強化するため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。同氏の専門的知見や経験は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に大きく貢献いただけるものと判断し、取締役候補者としております。

- 注） 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。石川祐介氏が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年10月31日開催の第1期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること又は譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 対象取締役に報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に對して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に對して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間45,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額200百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は2名であり、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

**【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】**

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付

与のための報酬を支給し、又は報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

当社は2021年8月17日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定しており、その概要は事業報告15ページに記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、本議案に基づき譲渡制限付株式を付与する内容に当該方針を変更することを予定しております。

本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2026年7月末日時点）に占める割合は0.97%とその希薄化率は軽微です。そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、当社の従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、譲渡制限付株式を付与しております。

以上

## 株主総会 会場ご案内図

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号 東宝日比谷ビル 6階  
株式会社さくらさくプラス本社会議室



(TEL) 03-5860-9539

### 交通のご案内

#### J R

山手線・京浜東北線「有楽町駅」日比谷口……………徒歩約4分

#### 地下鉄

東京メトロ日比谷線「日比谷駅」A5出口……………徒歩約1分

東京メトロ日比谷線・銀座線・丸ノ内線「銀座駅」C1出口 徒歩約3分

都営三田線・東京メトロ千代田線「日比谷駅」A11出口 ……徒歩約2分

東京メトロ有楽町線「有楽町駅」A7出口……………徒歩約6分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。